

# Smiles for the Public

— 人々が笑顔になれる社会をつくる —



## 第72回

## 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2020年6月23日（火）午前10時

**場所** 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席は、流行状況や健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願いいたします。
- ・開催日現在の状況に応じ、総会会場では、感染拡大防止の措置を講じてまいります。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
- ・議決権行使については、書面またはインターネットによる方法もあわせてご利用ください。詳細はP1～2をご参照ください。
- ・本年は、お土産のご提供および各種催し等は全て取り止めさせていただきます。

# TOA 株式会社

証券コード 6809

# 目 次

## ■ 第72回定時株主総会招集ご通知

(添付書類)

## ■ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

## ■ 事業報告

## ■ 連結計算書類

## ■ 計算書類

## ■ 監査報告書

## ● 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の方法がございます。

### 株主総会へ 出席する場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 議決権行使書を 郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ、下記行使期限までに到着するようにご返送ください。

### インターネットにより 行使する場合



次頁の「インターネットによる議決権行使について」に記載の方法にて行使手続きをしてください。

### 株主総会開催日時

2020年6月23日（火曜日）  
午前10時

### 行使期限（到着分）

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分

### 行使期限（手続き完了）

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

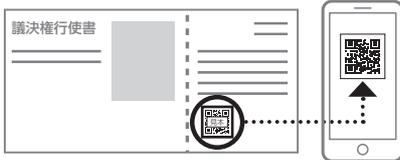
# インターネットによる議決権行使について

行使期限 **2020年6月22日(月曜日)午後5時30分まで**

## QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。
- 2 新しいパスワードを登録し、
- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。

## 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## システム等に関するお問い合わせ

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) (受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

T O A 株式会社

代表取締役社長 竹内一弘

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、前述のご案内に従って2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時 [開場 午前9時30分]
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <p>1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人および監査役会の第72期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役3名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針 （買収防衛策）の継続の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	1頁から2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載していません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
    - ① 事業報告の以下の事項
      - ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
    - ② 連結計算書類の以下の事項
      - ・ 連結株主資本等変動計算書
      - ・ 連結注記表
    - ③ 計算書類の以下の事項
      - ・ 株主資本等変動計算書
      - ・ 個別注記表
  - 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。



当社ウェブサイトは、こちらから  
ご覧いただけます。

(<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>)

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

また、当社は、当年度に設立70周年を迎えました。これもひとえに株主の皆さまをはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当を安定配当10円と連結配当性向35%を加味した業績連動配当2円に加え、記念配当4円の合計16円とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額542,072,336円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり26円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役増野善則氏、寺前順一氏、岡崎裕夫氏が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ますの よしのり <b>増野 善則</b> (1959年1月2日生)  <b>重任</b>	1982年4月 当社入社 2000年4月 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 2004年6月 当社海外営業統括部長 2005年6月 当社執行役員海外営業本部海外営業統括部長 2006年11月 当社執行役員海外営業本部海外営業部長 2007年4月 当社執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 2008年6月 当社取締役、執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 2009年4月 当社取締役、執行役員海外営業本部長 2010年4月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長 2011年1月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部アメリカ営業部長 2012年4月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長兼 海外事業本部アメリカ事業部長 2013年1月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長 2019年4月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長兼 アメリカ事業部、中国・東アジア事業部担当 2020年1月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長兼 アメリカ事業部、欧州・中東・アフリカ事業部、 中国・東アジア事業部担当(現任)	23,132株
		取締役候補者とした理由 増野善則氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり海外事業部門を統括し、牽引してきた実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>てらまえ じゅんいち <b>寺前 順一</b> (1956年6月30日生)</p>  <p><b>重任</b></p>	<p>1980年4月 当社入社  2002年4月 TOA VIETNAM CO.,LTD.社長  2006年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長  2008年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長兼  PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.社長  2009年4月 当社SCM本部副本部長兼  SCM本部生産部長  2009年6月 当社執行役員SCM本部長兼  SCM本部生産部長  2010年6月 当社取締役、執行役員SCM本部長兼  SCM本部生産部長  2011年4月 当社取締役、執行役員SCM本部長  2019年4月 当社取締役、執行役員SCM本部長兼  鉄道車両推進部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由  寺前順一氏を取締役候補者とした理由は、同氏が海外生産拠点における経営者およびSCM本部長としての実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	50,092株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おかざき ひろお <b>岡崎 裕夫</b> (1953年1月5日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">重任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	<p>1975年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社            1979年12月 同社退社            1980年1月 富士シール工業株式会社（現株式会社フジシールインターナショナル）入社            1987年10月 同社取締役            1995年4月 同社取締役、企画本部長            1998年4月 同社取締役、財務経理本部長            2000年4月 同社常務取締役、財務経理本部長            2002年4月 同社常務取締役、管理本部長            2004年6月 同社取締役、執行役、管理本部長            2009年12月 同社取締役、執行役、            Fuji Seal Iberia S.L.U.代表取締役社長            2010年7月 同社取締役、執行役、            Fuji Seal Iberia S.L.U.代表取締役社長兼            Fuji Seal B.V.代表取締役社長            2014年6月 同社取締役、            Fuji Seal B.V.代表取締役社長            2017年6月 同社顧問、            公益財団法人フジシール財団理事長（現任）            2018年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由            岡崎裕夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり、パッケージングシステムメーカーにおいて、国内外における管理部門責任者や企業経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験を当社の経営に反映し、業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する積極的な助言、提言をいただいております。その実績から、引き続き、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化の役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 岡崎裕夫氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 3. 当社は、岡崎裕夫氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 4. 岡崎裕夫氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中利秀氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
にしがき たけふみ <b>西垣 岳史</b> (1963年12月11日生)	1987年4月 当社入社 2001年3月 TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長 2008年4月 TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長 兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長 2008年6月 当社執行役員 TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長 兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長 2009年4月 当社執行役員海外営業本部海外営業部長 兼欧州・ロシア営業部長 兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長 2010年4月 当社執行役員技術本部長 2012年4月 当社執行役員技術本部長兼ソフト開発部長 2013年4月 当社執行役員技術本部長 2016年4月 当社執行役員開発本部副本部長 2017年6月 当社執行役員開発本部長 2018年4月 当社執行役員グローバル開発本部長 2020年4月 当社管理本部長付（現任）	8,000株
 <b>新任</b>	<b>監査役候補者とした理由</b> 西垣岳史氏を監査役候補者とした理由は、同氏が海外販売拠点の経営者および開発部門の執行責任者として企業経営・組織運営に関わった経験と幅広い知識を有していることから、監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、西垣岳史氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月20日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくもと たかひさ <b>福元 隆久</b> (1967年8月2日生) 	1993年4月 兵庫県庁入庁 1994年3月 兵庫県庁退庁 1996年4月 弁護士登録、 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所 2003年4月 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所） パートナー弁護士（現任） 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任） 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）	—
	補欠の社外監査役候補者とした理由 福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	

- (注) 1. 福元隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第5号議案

## 当社株式の大規模な買付行為への対応方針 (買収防衛策)の継続の件

当社は、2008年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では2017年6月22日開催の第69回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2020年5月20日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を一部改定したうえで継続することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の継続にあたり、取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主の皆さまのご意向がより反映される仕組みとすることを目的に本対応方針を改定するものです。本対応方針における主な改定内容は以下のとおりです。

## 【主な改定内容】

	内容	現行	改定後
①	独立委員会の勧告に対する対応	取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重する。	取締役会は、独立委員会の勧告に従う。 ただし、勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反すると判断する場合を除く。
②	対抗措置発動の決定機関 (大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合)	取締役会	取締役会 なお、原則として、株主意思を確認するため、株主総会を開催し、発動の是非を決定する。

	内容	現行	改定後
③	<p>対抗措置の発動要件 (大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合)</p>	<p>ア 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合</p> <p>(i)当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為</p> <p>(ii)会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為</p> <p>(iii)会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為</p> <p>(iv)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為</p> <p>イ 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

	内容	現行	改定後
		ウ 従業員・顧客・取引先等のステークホルダーの利益が損なわれることにより当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合 エ 買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合	削除  削除
④	大規模買付者に求める情報提供期間	—	情報提供を要請した日から起算して60日間
⑤	大規模買付者に対する経済的利益交付の可否	—	大規模買付者に対し、当社普通株式の交付は行わず、当社による新株予約権取得の対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わない。

本対応方針の内容は、次のとおりです。

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

2020年3月31日現在、当社の創業関係者の保有する株式を合計すると、当社の発行済株式の約20%になりますが、既に相当の分散化が進んでおります。このような状況の中、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、企業価値・株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為や買付提案がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為や買付提案が発生した場合に、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、また、株主の皆さまが適切な判断に必要かつ十分な情報や時間を確保していただくためには、当社は、事前の対応策の導入が必要であると考えます。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆さまに長期的に当社の株式を保有していただくために、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1.の基本方針の実現にも資するものと考えています。

### (1) 経営基本方針および中期経営基本計画の推進による企業価値向上

当社および当社グループでは、企業価値を「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」と定め、人々の集まりである「Public (社会)」に対し、「安心・信頼・感動」という価値を提供することで、人々の「Smiles (笑顔)」を実現することを目指しています。

特に経営基本方針である「三つの安心（顧客が安心して使用できる商品をつくる。取引先が安心して取引しできるようにする。従業員が安心して働けるようにする。）」のもと、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含む統合的な視野での取組みを強化することで、「社会の公器」として、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとともに成長・発展していける姿を目指しています。

現在推進している2021年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営基本計画（以下「本中期計画」といいます。）においても持続的な企業価値向上が目的であり、特に「お客さまとのつながり」をより一層強め、各地域・市場ごとに異なるお客さまの様々な課題を「音の報せる力」を強みとする専門メーカーである当社ならではの視点で「安心・信頼・感動」の価値へと変えていくという考え方を基本としています。

グローバル展開としては、前中期計画から引き続き世界を5つの地域（日本、アジア・パシフィック、欧州・中東・アフリカ、アメリカ、中国・東アジア）に分け、地域ごとに地産地消のビジネスを推進することにより、それぞれが事業体としての自立を見据えた「世界に5つのTOA」を目指しています。そのため、特に成長力の高い海外地域におけるマーケティング機能強化を進め、市場ニーズに応えた商品開発の加速と販路の拡充に努めています。

また、前中期計画では、ビジネスのあり方として「ハードからサービスへ」の変革を掲げ、良い製品の供給に留まらず、付帯するソフトウェアやサービス等を付加したソリューション型ビジネスを強化し、顧客に新しい価値の創造・提供が可能なビジネスモデルへの変革を推進してまいりました。

本中期計画においても、引き続きこの変革を推し進めるため、具体的には当社商品のIoT対応とお客さまに密着した営業およびエンジニアリング体制を通じて、モノ・ヒト両面でお客さまとのつながりの実現を進めています。加えて、当社商品を継続的に安心して使用できる環境を整備するとともに、お客さまの運用に応じて、常に最適なソリューションの創造・提供が可能なビジネスの展開を進めています。

以上のとおり、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況

当社では、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）等の実践を積極的に取り組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

## 3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 大規模買付ルールの必要性

本対応方針は、上記1.の基本方針に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入され、継続してきた内容を一部改定して継続するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要かつ十分な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

以上、本対応方針の目的および効果を踏まえ、当社は後記7.のとおり、本総会で承認されることを条件として本対応方針を一部改定して継続することといたしました。

## (2) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、またはそれらの提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはそれらの提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、株主の皆さまに必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動する等、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

## 4. 大規模買付ルールの内容

### (1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

### (2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、以下の内容等を日本語で記載した書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本対応方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の意向表明書

当社取締役会は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとします。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（下記（4））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見等を求めることができるとし、これらの意見等を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これに従うものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します（ただし、勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反すると判断する場合は除きます。以下同じとします。）。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さまに対し、代替案を提示することもあります。

### (4) 独立委員会の設置

本対応方針において、次の内容に関して判断するにあたり、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注3）を設置します。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ③大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ④対抗措置の可否およびその内容の決定等

当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の内容を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めることができるものとし、また、かかる勧告に従うものとし、また、かかる勧告に従うこととします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとし、また、かかる勧告に従うものとし、また、かかる勧告に従うこととします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することとし、また、かかる勧告に従うことによって、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

#### 注3：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役会の保身のために利用されないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑制するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2のとおりです。

独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙3のとおりです。

#### (5) 情報開示の必要性

当社は、平素より、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や当社および当社グループの株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さまが適切な判断に必要なかつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会の勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

### 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にしながら、独立委員会の勧告に従うものとし、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、別紙1に記載のとおりです。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

### ① 大規模買付行為に対する取締役会の意見表明

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

### ② 大規模買付行為ルールを遵守した場合の対抗措置および発動要件

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

具体的には、以下のアおよびイの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告に従うものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1記載のとおりです。

ア 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- (i) 当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- (iii) 会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

イ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の本対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、原則として、株主意識確認総会を経たうえで、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置の概要は、別紙1に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

さらに、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、本総会終結の時までとしております。本総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、本総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は株主の皆さまのご意向により、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告に従い、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 8. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記7. にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5. (2) にて記載したとおり、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記4. (4) に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれに従ったうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7. に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は、別紙4に記載のとおりです。

## 別紙 1

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することとなる。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。
8. その他  
当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、大規模買付者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、当社による新株予約権取得の対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないものとする。

## 独立委員会の概要

### 1. 構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙3に記載のとおり）。

委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
- ④大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
- ⑤大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ⑥大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
- ⑦新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行
- ⑧大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑨対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会に諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

別紙3

## 独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】 小林 茂信 (こばやし しげのぶ)

【略歴】 1950年10月20日生

1975年12月 瑞穂監査法人入所

1981年 8月 公認会計士登録

1986年12月 瑞穂監査法人退所

公認会計士小林会計事務所 (現小林茂信会計事務所) 開設、  
所長 (現任)

1989年 3月 税理士登録

1998年 6月 日本公認会計士協会兵庫会法務会計委員長

2001年 6月 日本公認会計士協会兵庫会税務委員長・同協会本部租税調査会委員

2005年 4月 姫路市包括外部監査人

2007年 1月 姫路信用金庫顧問

2007年 6月 日本公認会計士協会兵庫会学校法人委員長・同協会本部学校法人  
会計委員

2009年 2月 高田工業協業組合監事 (現任)

2011年 6月 当社社外監査役 (現任)

2012年 6月 姫路信用金庫監事 (現任)

2018年 6月 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会監事 (現任)

【氏名】 道上 明 (みちがみ あきら)

【略歴】 1953年 5月 5日生

1982年 4月 弁護士登録

1987年 4月 赤木・道上法律事務所 (現神戸ブルースカイ法律事務所)  
パートナー

1998年 4月 神戸弁護士会 (現兵庫県弁護士会) 副会長

1999年 4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員 (現任)

2007年 4月 兵庫県弁護士会会長

2007年 6月 極東開発工業株式会社社外監査役

2010年 4月 日本弁護士連合会副会長

2011年 6月 淡路信用金庫理事 (現任)

2012年 4月 神戸ブルースカイ法律事務所所長 (現任)

2014年 6月 当社社外監査役 (現任)

2015年 6月 極東開発工業株式会社社外取締役 (現任)

2020年 4月 近畿弁護士会連合会 理事長 (現任)

【氏名】 福元 隆久（ふくもと たかひさ）

【略歴】 1967年 8 月 2 日生

1993年 4 月 兵庫県庁入庁

1994年 3 月 兵庫県庁退庁

1996年 4 月 弁護士登録

東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所

2003年 4 月 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）

パートナー弁護士（現任）

2003年 6 月 川西倉庫株式会社社外監査役

2008年 4 月 兵庫県弁護士会副会長

2010年 6 月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任）

2012年 4 月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）

## 別紙4

## 大株主の状況（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 78,820,000株
2. 発行済株式の総数 33,879,521株（自己株式657,114株を除く）
3. 株主数 3,526名
4. 大株主（上位10名）

順位	氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,380	7.03
2	T O A 取 引 先 持 株 会	2,333	6.89
3	公 益 財 団 法 人 神 戸 や ま ぶ き 財 団	2,000	5.90
4	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,681	4.96
5	井 谷 憲 次	1,673	4.94
6	シ ス メ ッ ク ス 株 式 会 社	1,457	4.30
7	G O L D M A N, S A C H S & C O. R E G	1,393	4.11
8	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,188	3.51
9	公 益 財 団 法 人 中 谷 医 工 計 測 技 術 振 興 財 団	1,040	3.07
10	井 谷 博 一	993	2.93
	合 計	16,141	47.64

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（657千株）を控除して計算しております。  
 3. 従来は、大株主について信託財産等を合算（名寄せ）して表示しておりましたが、2020年3月31日現在の状況より株主名簿の記載どおりに表示しております。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦や、英国でのEU離脱後の見通しの不確実性等による景気減速が継続しております。また、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症による影響が出始め、今後の世界経済の急減速が見込まれております。

このような環境の下、企業価値である「Smiles for the Public ―人々が笑顔になれる社会をつくる―」を実現するため、モノ・ヒト両面を通じて「お客さまとのつながり」をより一層強める活動を行っております。国内では、自然災害対策、インバウンド需要、働き方改革などの社会情勢に沿った価値の提供を減災・防災市場、交通インフラ市場を中心に展開してまいりました。また、海外では、一層の意思決定の迅速化や地産地消ビジネスの推進を通じて、アジア・パシフィック地域事業の拡大を図ることを目的に、シンガポールの連結子会社の株式を追加取得しました。また、地域密着商品のスピーディーな企画・開発・導入を目的として、中国のコミュニケーション機器メーカーとの合弁会社を設立しました。中国市場における業界トップシェアの獲得を目指しています。

これらの結果、当期の売上高は45,068百万円（前年同期比△1,269百万円、2.7%減）となりました。利益については、販売費および一般管理費が増加し、営業利益は3,465百万円（前年同期比△437百万円、11.2%減）、経常利益は3,577百万円（前年同期比△522百万円、12.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,065百万円（前年同期比△438百万円、17.5%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は29,412百万円（前年同期比△540百万円、1.8%減）、セグメント利益（営業利益）は6,775百万円（前年同期比+163百万円、2.5%増）となりました。

減災・防災市場で好評いただいている「ホーンアレイスピーカー」や、「防災用スリムスピーカー」の自治体向け販売などが伸長した一方、鉄道車両向けの出荷が減少したことなどにより、売上高は減少しましたが、販売費および一般管理費が減少したことでセグメント利益は増加しました。

### (アジア・パシフィック)

売上高は7,455百万円（前年同期比+272百万円、3.8%増）、セグメント利益（営業利益）は1,373百万円（前年同期比+127百万円、10.3%増）となりました。

タイでは地下鉄案件などの交通インフラ市場向けの納入が進みました。インドネシアでは大型スポーツ施設や空港などへの納入が進み、売上高、セグメント利益は増加しました。

### (欧州・中東・アフリカ)

売上高は4,381百万円（前年同期比△924百万円、17.4%減）、セグメント利益（営業利益）は513百万円（前年同期比△417百万円、44.9%減）となりました。

欧州・中東地域の景気減速に伴う売上高減少に加え、為替円高による影響と大型案件の減少もあり、売上高、セグメント利益は減少しました。

### (アメリカ)

売上高は2,148百万円（前年同期比△25百万円、1.2%減）、セグメント利益（営業利益）は138百万円（前年同期比△93百万円、40.4%減）となりました。

アメリカでの小売店向け音響機器の販売は伸長しましたが、為替円高による影響で売上高は減少しました。売上高の減少や販売費および一般管理費の増加により、セグメント利益は減少しました。

### (中国・東アジア)

売上高は1,670百万円（前年同期比△50百万円、2.9%減）、セグメント利益（営業利益）は181百万円（前年同期比△20百万円、10.1%減）となりました。

台湾や香港での販売は伸長しましたが、為替円高による影響で売上高は減少しました。売上高の減少や販売費および一般管理費の増加により、セグメント利益は減少しました。

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントの算定方法を変更いたしました。当社主導の機能とその管理区分をより明確にするため、従来「アジア・パシフィック」、「中国・東アジア」に含めておりました生産機能、および「アメリカ」に含めておりました鉄道車両関連機器の販売機能を「日本」に含めております。また、「アジア・パシフィック」、「欧州・中東・アフリカ」、「アメリカ」、「中国・東アジア」の業績をより適切に把握するため、当社が各セグメントに向けて行った営業取引を含めております。

この変更に伴い、前連結会計年度を変更後の算定方法により比較算出しております。

## ② 設備投資および資金調達の状況

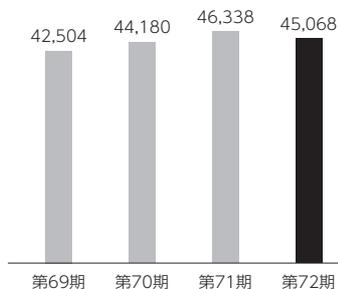
当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に、宝塚事業場における研究開発棟の建築ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などであり、この総額は4,144百万円であり、自己資金により充当しました。

## ③ 財産および損益の状況の推移

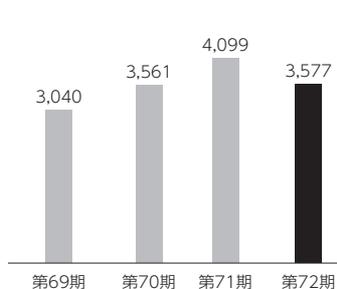
区 分	第69期 2017年3月期	第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	42,504	44,180	46,338	45,068
経常利益 (百万円)	3,040	3,561	4,099	3,577
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,750	2,138	2,504	2,065
1株当たり当期純利益 (円)	51.70	63.16	73.97	60.99
総資産 (百万円)	54,294	57,824	57,742	58,653
純資産 (百万円)	42,307	45,786	45,689	44,780
1株当たり純資産額 (円)	1,188.41	1,284.69	1,275.99	1,262.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 第71期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第70期の総資産額について遡及処理後の数値を表示しております。

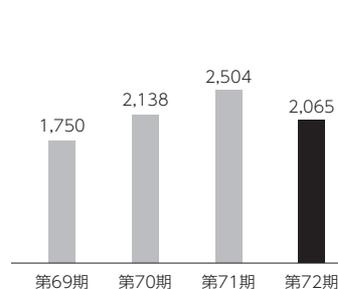
■ 売上高 (百万円)



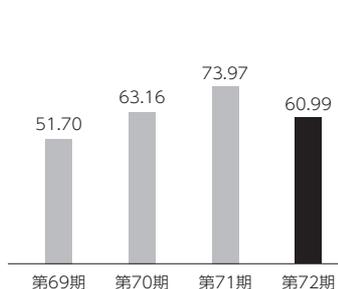
■ 経常利益 (百万円)



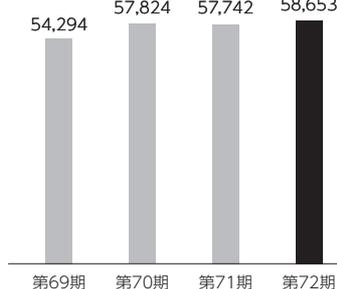
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



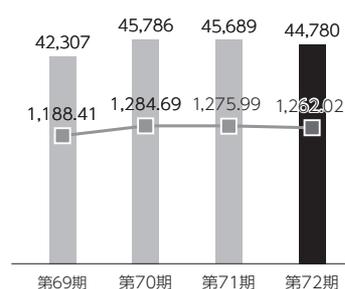
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)



#### ④ 対処すべき課題

昨今、新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大しており、世界的な経済活動の停滞が当社グループの業績に与える影響は避けられないものと考えております。

このような環境の下、当社グループにおける次年度は、3年間の中期経営基本計画の最終年度として、引き続き、当社商品のIoT対応とお客さまに寄り添った営業およびエンジニアリング体制を通じて、お客さまが当社商品を継続的に安心して使用できる環境を整備するとともに、お客さまの運用に応じて常に最適なソリューションの創造・提供が可能なビジネスの展開を進めてまいります。加えて、グローバル展開においては、引き続き、各地域でのマーケティング機能を強化させ、それぞれの市場ニーズに応えた商品開発の更なる加速と販路の拡充により、世界5地域での地産地消ビジネスを推進し、それぞれが事業体として自立した「世界に5つのTOA」の実現を目指します。

今後も、状況の変化に臨機応変に対応しつつ、このような状況だからこそ提供できる「音の価値」を追求し、新型コロナウイルスの一刻も早い感染収束への貢献と収束後も見据えた取組みを実施してまいります。

## ⑤ 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連および鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーバック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連製品の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	RMB 50,000千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の( )内は、間接所有割合を内数として表示しております。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 得技電子(深圳)有限公司は、2020年3月31日現在清算手続き中であります。

## ⑥ 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

区 分	主 要 な 製 品
音 響 分 野	非常用放送設備、業務用放送設備、ワイヤレスシステム、ネットワークPAシステム、インターカムシステム、サウンドシステム、拡声放送機器
映 像 分 野	ネットワークカメラシステム、フルHD同軸カメラシステム、アナログカメラシステム
鉄 道 車 両 分 野	車両内放送設備、カメラシステム、電光表示器

## ⑦ 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

- (1) 当 社 本 社 (神戸市……………海外営業・管理部門)  
 宝 塚 事 業 場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国35営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
 株式会社ジーベック (神戸市)

**海外販売拠点** TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、  
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、  
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA  
 (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、  
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、  
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、  
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED  
 (ベトナム)

**海外生産拠点** PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、  
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、  
 得技電子 (深圳) 有限公司 (中国)

## ⑧ 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	820名	17名増
国内生産拠点	266名	5名増
国内エンジニアリング等拠点	167名	6名増
海外販売拠点	457名	17名増
海外生産拠点	1,602名	14名増
合 計	3,312名	59名増

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
820名	17名増	42.6歳	16.9年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
 2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ⑨ 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	705百万円
株式会社三井住友銀行	250百万円
株式会社みずほ銀行	748百万円

### ⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,879,521株 (自己株式657,114株を除く)
- ③ 株主数 3,526名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,380千株	7.03%
T O A 取引先持株会	2,333	6.89
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.90
株式会社三菱UFJ銀行	1,681	4.96
井谷憲次	1,673	4.94
シスメックス株式会社	1,457	4.30
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,393	4.11
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,040	3.07
井谷博一	993	2.93

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (657千株) を控除して算出しております。  
 2. 従来は、大株主について信託財産等を合算 (名寄せ) して表示しておりましたが、2020年3月31日現在の状況より株主名簿の記載どおりに表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井 谷 憲 次	
取締役社長 (代表取締役)	竹 内 一 弘	
取 締 役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長 アメリカ事業部、欧州・中東・アフリカ事業部、中国・東アジア事業部担当
取 締 役 (執行役員)	寺 前 順 一	SCM本部長 鉄道車両推進部担当
取 締 役 (執行役員)	堀 田 昌 人	経営企画本部長 エンジニアリング部担当
取 締 役	谷 和 義	株式会社指月電機製作所 社外取締役
取 締 役	岡 崎 裕 夫	公益財団法人フジシール財団 理事長
監 査 役 (常 勤)	田 中 利 秀	
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長
監 査 役	道 上 明	神戸ブルースカイ法律事務所 所長 極東開発工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役田中利秀氏は、当社の経理部門および経理部長として長きにわたり経理経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役道上明氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役谷和義氏が社外取締役を務める株式会社指月電機製作所との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社は、取締役岡崎裕夫氏が理事長を務める公益財団法人フジシール財団との間に、重要な取引関係はありません。
8. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
9. 当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所および同氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
10. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏ならびに監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
11. 監査役道上明氏は、事業年度末日後の4月1日付で近畿弁護士会連合会の理事長に就任しており、当社は、近畿弁護士会連合会との間に、重要な取引関係はありません。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	127
社 外 取 締 役	2	13
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	20
社 外 監 査 役	2	10
合 計	10	171

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。  
 2. 2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。また、当該報酬限度額とは別枠で、2019年6月20日開催の第71回定時株主総会において、代表取締役および業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。  
 3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、850千円が含まれております。

## ④ 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および活動状況
社 外 取 締 役	谷 和 義	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社 外 取 締 役	岡 崎 裕 夫	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 林 茂 信	当事業年度開催の取締役会20回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	道 上 明	当事業年度開催の取締役会20回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	45百万円	2百万円
子 会 社	—	—
合 計	45百万円	2百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

### ② 取組みの具体的な内容の概要

#### (1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1934年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備と映像設備の専門メーカーとして、神戸の地から120カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社グループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響分野では、駅や商業施設のアナウンス設備やコンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

映像分野では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりがつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い商品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

**(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

**(i) 情報の提供**

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

**(ii) 取締役会による評価と意見の公表**

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

**(iii) 独立委員会の設置**

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等について、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

### ③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>38,885</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,183</b>
現金及び預金	15,610	支払手形及び買掛金	3,409
受取手形及び売掛金	10,312	短期借入金	1,915
有価証券	1,200	リース債務	236
商品及び製品	6,845	未払法人税等	332
仕掛品	1,045	賞与引当金	157
原材料及び貯蔵品	3,065	製品保証引当金	19
その他	880	その他	3,112
貸倒引当金	△75	<b>固定負債</b>	<b>4,689</b>
<b>固定資産</b>	<b>19,768</b>	リース債務	647
<b>有形固定資産</b>	<b>10,579</b>	繰延税金負債	466
建物及び構築物	6,237	退職給付に係る負債	2,841
機械装置及び運搬具	365	その他	734
工具器具及び備品	651	<b>負債合計</b>	<b>13,872</b>
土地	2,451	<b>純資産の部</b>	
リース資産	835	<b>株主資本</b>	<b>40,189</b>
建設仮勘定	38	<b>資本金</b>	<b>5,279</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,599</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>5,058</b>
のれん	507	<b>利益剰余金</b>	<b>30,236</b>
ソフトウェア	721	<b>自己株式</b>	<b>△385</b>
ソフトウェア仮勘定	149	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,567</b>
その他	220	その他有価証券評価差額金	3,682
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,589</b>	為替換算調整勘定	△1,009
投資有価証券	6,163	退職給付に係る調整累計額	△104
繰延税金資産	334	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,024</b>
退職給付に係る資産	7	<b>純資産合計</b>	<b>44,780</b>
その他	1,085	<b>負債純資産合計</b>	<b>58,653</b>
貸倒引当金	△0		
<b>資産合計</b>	<b>58,653</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,068
売 上 原 価		24,983
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>20,085</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,620
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,465</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43	
受 取 配 当 金	95	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	23	
雑 収 入	99	261
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72	
為 替 差 損	46	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2	
雑 損 失	27	149
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,577</b>
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	120	120
特 別 損 失		
解 体 撤 去 費 用	168	
関 係 会 社 清 算 損	232	401
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,297</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	915	
法 人 税 等 調 整 額	61	976
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,320</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		254
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>2,065</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>19,556</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,008</b>
現金及び預金	6,576	買掛金	1,580
受取手形	2,104	リース債務	2
売掛金	5,470	未払金	1,629
有価証券	1,200	未払法人税等	229
製品	3,466	未払費用	480
仕掛品	80	その他	85
原材料及び貯蔵品	262	<b>固定負債</b>	<b>3,289</b>
前払費用	155	リース債務	6
その他	293	退職給付引当金	2,174
貸倒引当金	△53	繰延税金負債	513
<b>固定資産</b>	<b>20,451</b>	その他	595
<b>有形固定資産</b>	<b>7,557</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,298</b>
建物	4,710	<b>純資産の部</b>	
構築物	161	<b>株主資本</b>	<b>29,027</b>
機械装置	0	<b>資本金</b>	<b>5,279</b>
工具器具及び備品	429	<b>資本剰余金</b>	<b>6,822</b>
土地	2,217	資本準備金	6,808
リース資産	8	その他資本剰余金	13
建設仮勘定	28	<b>利益剰余金</b>	<b>17,311</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>809</b>	利益準備金	679
ソフトウェア	594	その他利益剰余金	16,631
ソフトウェア仮勘定	149	別途積立金	2,930
その他	64	繰越利益剰余金	13,701
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,084</b>	<b>自己株式</b>	<b>△385</b>
投資有価証券	6,161	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,682</b>
関係会社株式	4,949	その他有価証券評価差額金	3,682
関係会社出資金	670	<b>純資産合計</b>	<b>32,709</b>
その他	303	<b>負債純資産合計</b>	<b>40,008</b>
貸倒引当金	△0		
<b>資産合計</b>	<b>40,008</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,713
売 上 原 価		19,154
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,558</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,960
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,597</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	417	
雑 収 入	66	484
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
為 替 差 損	62	
雑 損 失	5	73
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,008</b>
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	120	120
特 別 損 失		
解 体 撤 去 費 用	168	168
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,960</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	387	
法 人 税 等 調 整 額	23	410
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,549</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋野智也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

Ｔ Ｏ Ａ 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋野智也 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 田中利秀 ㊟

社外監査役 小林茂信 ㊟

社外監査役 道上明 ㊟

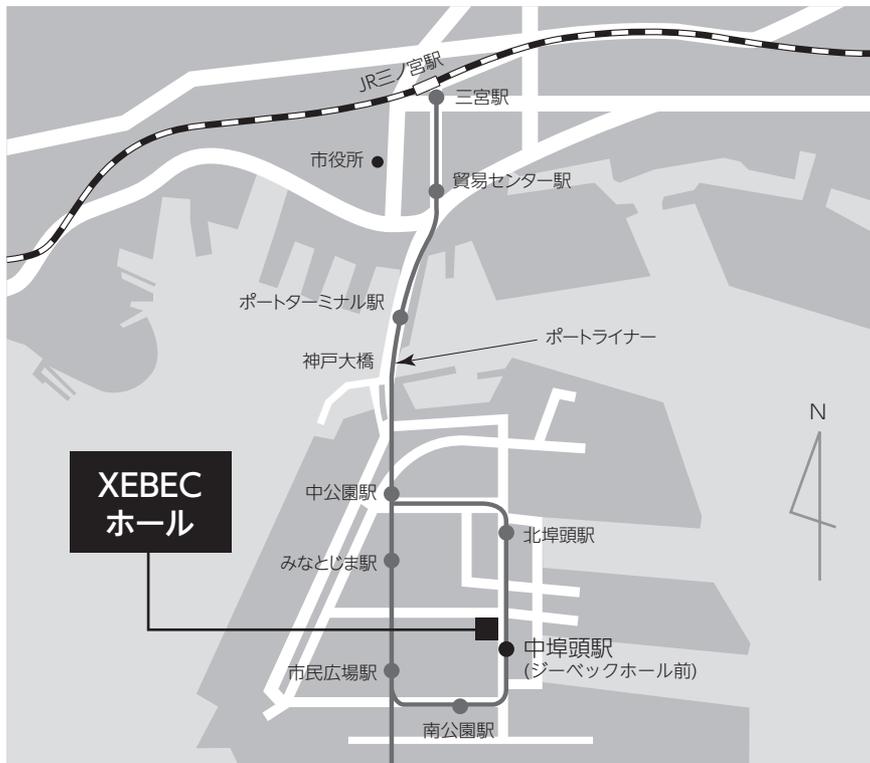
以上



## 株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



### 交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車

西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）

### 経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 一、取引先が安心して取引きできるようにする。
- 一、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行ってまいります。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。